

講習修了証 再交付・書替申請書

◎ 再交付または書替を申請する講習名に✓を付けて下さい。

【技能講習】

- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(第2種酸素欠乏危険作業主任者を含む)
 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 有機溶剤作業主任者
 乾燥設備作業主任者 鉛 作業主任者 石綿作業主任者
 プレス機械作業主任者 特定化学物質等作業主任者

【その他の教育講習】

- 粉じん作業特別教育(～H23.11) 安全衛生推進者養成
 安全管理者選任時研修 衛生推進者養成 _____

再交付 または書替 理由	再交付 ・ 書 替		
	(理由)		
フリガナ			
氏 名		※	
生年月日	昭和 平成	年	月 日
連絡先 電話番号		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先	
現住所	〒		
修了証番号		交付年月日	昭和 平成 令和
	令和	年	月 日
申請者氏名 _____ ① 一般社団法人 香川労働基準協会長 殿			

【写真貼付欄】
顔写真(撮影
6ヶ月以内)の
裏面に氏名を
記入のうえ、
貼付けて提出。
ﾀﾞｲ3.0cm×ｺｺ
2.4cm

写真は技能講習の
申請者のみ必要

※欄は書替えの場合のみ、ご記入下さい。

≪委任欄≫ (代理人が手続きする場合に記入してください。)
 修了証の交付手続きを次の者に委任します 令和 年 月 日
 申請者本人の自筆署名 _____
 代理人氏名 _____ 代理人電話番号 _____
 _____ ① () —

★記入された氏名・生年月日等の個人情報は本申込みの目的以外は使用いたしません。

〔当協会記入欄〕

受付年月日	交付種類	交付方法	本人確認	再交付年月日	専務理事	総務部長		
	再交付 書 替	窓口 郵送						

『修了証の再交付・書替の手続き』

《申請について》

申請は当協会窓口または、郵送にて受付できます。記入事項、必要書類不備の場合は、交付が遅れますので予めご了承ください。

なお、修了証が交付できるのは、香川労働基準協会が交付したものに限りです。

1. 再交付

- 汚損・破損の場合
- 紛失の場合

2. 書替

- 姓名を変更された場合
(現住所変更については、書替えの必要はありません)

【申請に必要なもの】

① 本人確認書類

氏名・住所・生年月日が確認できるもののコピー(運転免許証、健康保険証、パスポート等)。

なお、代理人が手続きする場合は委任欄に記入のうえ、**両者の書類が必要**です。

② (イ) 再交付・・・旧修了証(紛失の場合を除く)

(ロ) 書替・・・旧修了証、記載事項の異動を証明する書類(戸籍抄本等)1通。

◆申請書※欄に旧氏名もしくは旧本籍地を記入して下さい。

③ **技能講習のみ写真**(ﾀｲﾌﾟ3cm×ヨｺ2.4cm)を1枚添付すること。

④ 手数料は**再交付・書替いずれも1件につき 1,650円(税込)**

⑤ 申請の方法

(イ) 窓口申請・・・申請書に必要書類と手数料を添えて当協会までお越しください。

受付時間 9:00～16:00(土・日・祝日を除く)

(ロ) 郵送申請・・・申請書、必要書類、手数料、切手404円分(簡易書留扱い)、宛先明記の返信用封筒を同封して、**必ず現金書留**で送付して下さい。

《手続き・送付先》 一般社団法人 香川労働基準協会

〒761-8031 高松市郷東町436番地3

TEL 087-816-1401 FAX 087-870-5186